

船舶事故等調査報告書

平成23年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第15号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成23年1月8日 07時00分ごろ	
発生場所	長崎県西海市大島 長崎県大島大橋橋梁灯（R1灯）から真方位336° 1,600m付近 （概位 北緯33° 03.1′ 東経129° 38.0′）	
事故等調査の経過	平成23年3月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第一オーナミ、499トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 134663、株式会社オーナミ及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（船舶所有者）、株式会社広島 SHIPPING（船舶管理会社）</p>	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷船尾部外板凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約3.0m、船尾約4.2mの喫水で大島の造船会社岸壁に着岸作業中、平成23年1月8日07時00分ごろ、風潮流に圧流され、左舷船尾部が岸壁に衝突した。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、波高 約0.5m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、大島の岸壁で着岸作業中、船長が風潮流を考慮した適切な操船を行わなかったことから、風潮流に圧流され、左舷船尾部が岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、大島の岸壁で着岸作業中、船長が風潮流を考慮した適切な操船を行わなかったため、風潮流に圧流されて岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。	